

理事長・学長決定

- 労働基準法
- 労働契約法
- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律

## 第 37 章：雇用の終了

### 37.1 基本方針

退職に関する決定は、全て本学が定めた要件を満たすものでなければなりません。

### 37.2 ルール

#### 37.2.1 退職

詳細は、[就業規則](#)第 77 条、第 78 条及び第 85 条並びに[非常勤職員就業規則](#)第 64 条、第 65 条及び第 71 条で定めます。

#### 37.2.2 定年及び有期雇用契約の上限年齢

詳細は、[就業規則](#)第 79 条及び[非常勤職員就業規則](#)第 66 条で定めます。また、定年退職後の再雇用に関する規定は、[就業規則](#)第 80 条で定めます。

#### 37.2.3 解雇

詳細は、[就業規則](#)第 81 条、第 82 条及び第 83 条並びに[非常勤職員就業規則](#)第 67 条、第 68 条及び第 69 条で定めます。

#### 37.2.4 退職者の守秘義務

詳細は、[就業規則](#)第 84 条及び[非常勤職員就業規則](#)第 70 条で定めます。

### 37.3 責務

#### 37.3.1 本学を退職する職員

本学を退職する職員は、必要な書類を人事業務セクションに、遅くとも退職日の 1 か月前までに提出しなければなりません。本学を退職する職員は、鍵、身分証明書、コンピューター、ソフトウェア、電話、その他本学の資産の全てを、その所属する課や直属の上長に返却しなければなりません。

#### 37.3.2 上長

上長は、退職に関して、所定の手続きを踏まなければなりません。非自発的退職に関しては、措置を講ずる前に、事前に人事マネジメントセクション及び副学長

(人事担当) とともに所定の審査を行わなければなりません。

### **37.3.3 人事マネジメントセクション**

人事マネジメントセクションは、退職に関する関係法令及び本学のルール等の遵守の状況について確認する義務を負います。

## **37.4 手続き**

## **37.5 様式**

## **37.6 連絡先**

### **37.6.1 本方針の所管**

副学長 (人事担当)

### **37.6.2 その他連絡先**

人事マネジメントセクション

人事業務セクション

## **37.7 定義**